

農業機械化促進法を廃止する等の法律案要綱

第一 農業機械化促進法の廃止

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）は、廃止すること。

（第一条関係）

第二 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正

一 農業機械化促進法の廃止に伴い、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の農機具に関する試験研究等の業務の一部を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）に基づく業務に移行させること。

（第十四条関係）

二 その他所要の規定を整備すること。

第三 施行期日

この法律は、平成三十年四月一日から施行すること。

（附則第一条関係）

第四 経過措置等

一 農業機械化促進法の廃止前に行われた出資に係る認定計画の変更の認定及び認定の取消し並びに当該認定計画に係る認定事業者に対する報告の徴収について、なお従前の例によるものとする。

(附則第二条関係)

二 その他所要の経過措置を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うこと。